

石川県立羽咋高等学校創立 100 周年記念事業実行委員会規約（案）

第 1 条（名称）

石川県立羽咋高等学校創立 100 周年記念事業実行委員会と称し、事務局を石川県立羽咋高等学校（石川県羽咋市柳橋町柳橋 1 番地）内に置く。

第 2 条（目的）

本会は、石川県立羽咋高等学校創立 100 周年記念事業（以下「記念事業」という）を行うことを目的とする。

第 3 条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 旧同窓会館の改修など主たる記念事業
- (2) 100 年史の発刊
- (3) 記念式典
- (4) 祝賀会などの行事
- (5) 記念事業に係る募金活動
- (6) その他必要とされる事業

第 4 条（組織）

本会は、石川県立羽咋高等学校同窓会員、教職員、生徒会及び P T A 会員、並びに本会の趣旨に賛同する個人及び団体をもって組織する。

第 5 条（役員）

本会に次の役員等を置く。

- (1) 実行委員長 1 名（同窓会長）
- (2) 副実行委員長 4 名（同窓会副会長、学校長、P T A 会長）
- (3) 顧問 若干名（同窓会支部長、元同窓会長）
- (4) 参与 若干名（同窓会各支部より推薦）
- (5) 委員 若干名（同窓会、教職員）
- (6) 事務局員 若干名（同窓会、教職員）
- (7) 会計 若干名（同窓会、学校事務長）
- (8) 監事 2 名（同窓会、P T A）

第 6 条（役員の委嘱）

実行委員長は副実行委員長以下の役員を委嘱する。

第 7 条（役員の仕事）

本会役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は、本会を代表し、業務一般を総括する。
- (2) 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故ある時はその仕事を代行する。

- (3) 顧問及び参与は、重要事項に関して実行委員長の諮問に応じる。
- (4) 委員及び事務局員は、実行委員長の指示を受けて、会務を運営する。
- (5) 会計は、本会の会計に関する事務を処理する。
- (6) 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

第8条（役員任期）

役員任期は、本委員会の目的を達成するまでの期間とする。

第9条（各種委員会）

第3条の事業を実施するために、次の委員会を置く。その他必要とする委員会は、必要に応じて実行委員長が組織する。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務・記念事業委員会
- (3) 記念式典委員会
- (4) 記念祝賀会委員
- (5) 物故者追悼委員会
- (6) 表彰委員会
- (7) 100年史編集委員会
- (8) 広報・記録委員会
- (9) 記念品委員会

2 各種委員会の委員長は、本会役員委員から選出し、実行委員長が委嘱する。

第10条（会議及び招集）

本会は、実行委員長が招集し、各種委員会の連絡調整を行い、事業を推進する。

2 各種委員会は、委員長が招集し、運営にあたる。

第11条（会計）

記念事業に係る資金は、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第12条（解散）

本会は創立100周年事業後残務整理を完了後、解散するものとする。

第13条（補足）

本規約に定めのない必要事項については、実行委員長が定める。

附則 この規約は、令和2年 月 日から施行する。